

令和3年度第2回山梨地方労働審議会

1 日 時

令和4年3月10日(木)午前9時30分～午前11時00分

2 場 所

オンライン開催(岡島ローヤル会館併用)

3 出席者

公益代表 小澤委員、八巻委員、柳田委員、齊藤委員、坂井委員、保坂委員
労働者代表 痛田委員、中田委員、田中委員、小林委員、廣瀬委員
使用者代表 保坂委員、廣瀬委員、遠藤委員、豊前委員、星委員、河内委員

4 議 題

- (1) 最低工賃の改正等について(家内労働関係)
- (2) 令和3年度重点施策の推進状況の報告について
- (3) 令和4年度山梨労働局労働行政運営方針(案)について

5 審議内容

【司会】

皆様、お待たせいたしました。本日は、ご多忙の中ご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の進行をさせていただきます山梨労働局雇用環境均等室の村松でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただ今から令和3年度第2回山梨地方労働審議会を開催いたします。

本日の審議会委員の欠席についてお知らせします。労働者代表の三輪委員におかれましては、事前に欠席される旨のご連絡を受けております。委員18名中、今現在17名にご出席いただいており、全委員の3分の2以上、また、各側委員それぞれの3分の1以上のご出席をいただいておりますので、地方審議会令第8条第1項の規定により審議会を開催し、議決することができますことをご報告申し上げます。また、本日の審議会は一般に公開しており、事前に傍聴希望の公示を行いましたが、傍聴希望がなかったこともご報告申し上げます。

続きまして、次第の3。審議会の資料について、ご確認をお願いいたします。郵送したお手元資料の1枚目。それが令和3年度の審議会次第となっております。1枚おめくりいただきまして、委員名簿、労働局の出席者名簿。続きまして、地方審議会令。次が地方労働審議会運営規定。次に、資料1から資料4まで見出しシールのついている資料です。よろしいでしょうか。それでは、次第の2に移らせていただきます。山梨労働局長の生方からご挨拶申し上げます。

【生方局長】

山梨労働局長の生方でございます。本日は、大変お忙しいところ、本審議会に御出席いただき

まして誠にありがとうございます。また、平素より、私ども山梨労働局の行政運営に格別な御理解と御協力をいただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。

さて、この半年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、私ども労働行政を取り巻く環境は引き続き厳しいものとなっております。労働局では、労働者の雇用の維持・確保に向けて、局、監督署・ハローワーク一体となって、雇用調整助成金等の迅速な支給や離職者に対するきめ細やかな就職支援の実施、また、法違反が疑われる事業所への監督指導などの業務を推進してまいりました。先行きについては、新型コロナウイルスのオミクロン株が猛威を振るう中、感染拡大の防止策を講じ、ワクチンのブースター接種の急速な進展や政府の各種施策の効果が相まって、景気の持ち直しが期待されています。しかしながら、世界情勢は原油の高騰や新たな紛争等により世界経済の先行きが不透明な状況となっており、日本経済とりわけ製造業への影響が懸念されていることから、今後の県内労働市場の動向を注視していく必要があると考えております。

県内の労働情勢について、新型コロナウイルス感染症の影響は、県内労働市場にも大きな影響を与えているところですが、現下においては自動車や半導体など製造業を中心とした旺盛な求人需要が引き続いている一方で、感染症の影響を受けやすい観光関連産業においてはオミクロン株による感染拡大によって求人が抑制せられるなど厳しい状況が続いております。このような中でも、県内の令和4年1月の有効求人倍率は1.31倍と令和2年12月以降14か月連続で1倍台を維持しているところであり、現下の原油高や世界情勢の影響による不安定要素が見込まれているものの、当面、製造業からの求人は底堅いものと見ており、今後は感染症の影響が和らぐことによって観光関連産業の持ち直しが期待されることから、県内労働市場は引き続き堅調に推移するものと見ているところです。

このような状況下において、厚生労働省では、雇用調整助成金の特例措置等を本年6月まで延長することを決定し、先般、公表したところあります。当労働局においては、引き続き、雇用の維持を最優先にコロナ禍においてダメージを受けている企業に対しまして、雇用調整助成金や休業支援金の迅速な支給を進めていき、併せて在籍型出向制度の活用を推進していく所存であります。また、離職された方々に対しましては、公的職業訓練の受講奨励や本年度からハローワークのオンラインサービスがより一層充実されましたので、追加された新たなサービスを積極的に展開しながら、丁寧できめ細やかな就職支援を強化していく所存であります。

法改正の状況でございますが、女性活躍推進法の101人以上規模の事業主への適用拡大、非正規労働者への取得要件の緩和や男性の育児休業の取得促進等を内容とする改正育児・介護休業法の施行が令和4年4月1日から段階的に施行されます。また、改正労働施策推進法により、令和4年4月1日からパワーハラスマント防止対策が中小企業事業主にも義務づけられることとなつております。

さて、前置きが少し長くなりましたが、本日は、3つの議題につきまして、ご審議をいただきたく存じます。

まず、1つ目の議題は、最低工賃の改正についてでございます。本年度、改正いたしました貴金属製品製造業最低工賃に関しましては、家内労働部会及び最低工賃専門部会において、御審議いただいた結果につきまして、後ほど、担当から報告させることといたします。

2つめの議題は、令和3年度重点施策の推進状況の報告についてでございます。後ほど、担当の部室長から説明させていただきます。3つめの議題は、令和4年度山梨労働局労働行政運営方針（案）についてでございます。新年度の運営方針についてご説明させていただきます。

最後になりますが、本日は、議題についてご説明をさせていただいた後、意見交換の時間を設けてございます。限られた時間ではありますが、是非、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、冒頭のあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会】

続きまして次第の3、小澤会長からご挨拶をいただきたいと思います。山梨地方労働審議会運営規定第4条により、会長が議長を務めることとされており、ご挨拶ののちには議事の進行につきましてもよろしくお願ひいたします。それでは小澤会長お願ひいたします。

【小澤会長】

みなさんおはようございます。議長に指名されました小澤です。よろしくお願ひいたします。

連日、ウクライナ情勢の報道がされています。ニュースで放映される映像を見ていると、胸が痛くいろいろな感情がでてきます。日本政府は武器等の輸出規制や、資本取引など制裁措置を講じています。なかでも経済的な制裁が、唯一我々ができる方法かなと思っております。そうしますとどうなるかというと、世界の重要な資源をロシアは輸出していますので、これを買い取らないとなると、ガソリンも上がりますし、燃料費も上がる、我々はどうしたら良いのかということになりますが、これは耐えて何とかしなくちゃいけないと考えます。石油を買ったお金をロシアに払えばロシアはそれでまた武器を買って、同じ事をする。それだけは避けなくてはいけない。そうなると日本経済も相当な痛みを受けるし、我々も受けるんだろうなと予測しています。私は経済人ではないのでこれがどんな風にどのように影響するか分かりませんが、ある程度耐え忍んでいかなくてはいけないというふうには思っているところです。今日の議題の重点施策もコロナを中心になっておりますが、秋に行われる令和4年度の時にはウクライナ情勢と経済の推移が今度は影響したものになっていくのかな、とも考えております。いずれにしましても重要な局面を日本中で抱え、世界中で抱えているんだなと思っています。

今日は議題が3つあります。テレビ会議でやっておりますが円滑に進めたいと考えておりますので、是非協力をお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。議事次第に乗っ取って進めていきたいと思っております。最初の議題1は家内労働関係ですが、事務局から説明をお願いします。

【田村労働基準部長】

労働基準部の田村でございます。おはようございます。

私からは、今年度の最低工賃の改正決定状況につきましてご報告いたします。

お手元の資料1、「令和3年度第2回山梨地方労働審議会 最低工賃の改正等について」を使ってまいります。今年度の対象となる最低工賃は貴金属製品製造業でございまして、昨年11月のこの地方労働審議会において関係部会の設置、審議会への報告、手続きなどにつきまして、委員の皆様にご承諾をいただいたところでございます。

これに基づき、家内労働部会及び最低工賃専門部会を開催し、公益委員の八巻部会長のもと、公益、家内労働者、委託者の各側委員にご審議をいただきました。

改正の経過につきまして、2ページをご覧願います。昨年12月14日に家内労働部会を開催し、最低工賃の改正決定の必要あり、との結論をいただき、当審議会の小澤会長宛てに改正の諮問をいたしました。これを受け、本年1月19日に最低工賃専門部会を開催し、審議の結果、改正する金額についての答申をいただいたところでございます。この答申につき、異議申出の受付及び官報公示といった各種手続きを終え、3月23日に改正した最低工賃が発効することとなっております。

次の3ページには、貴金属製品製造の最低工賃の改正内容を示しております。ろう付けとワックスパターン取りにつきまして1円引き上げとなり、石留めにつきましては据え置きとなりました。

家内労働部会及び最低工賃専門部会からの小澤会長への報告につきましては、4ページ以降にそれぞれ添付しております。

私からの説明は以上でございます。

【小澤会長】

すみません、マイクの調子が悪いみたいです。戻って司会を続けます。

只今説明があった議題1の内容について、ご意見・ご質問を受けたいと思います。なお、議事を記録する関係があるので、ご意見等がある場合は挙手の上、先にお名前を述べてからご意見をお願いします。質問に対しては事務局に回答を求めてください。何かございますでしょうか。特にないようでしたら、これについては、専門会のほうで決まったことの報告ですので、これで終了させたいと考えます。

それでは異議はないようですので、最低工賃の改正等の報告に関する議題はこれで終了させていただきます。

次に、議題(2)に移ります。

これにつきましては、非常に長いですが、議題(2)と(3)、まとめて事務局から説明をしていただき、終了したのちに、ご意見・ご質問を受けたいと思います。

それでは、議題(2)の令和3年度重点施策の推進状況の報告と(3)について、それぞれ事務局から説明をお願いします。

【安井職業安定部長】

安定部長の安井でございます。委員の皆様におかれましては、いつも安定行政の推進にご協力

をいただきしております、誠にありがとうございます。

それでは、(2) 令和3年度重点施策の推進状況の報告について、各担当部室長のほうから順番にご説明をさせていただきたいと思います。

ではまず、安定部の部分からご説明をいたします。配付資料2をご覧いただければと思います。1枚おめくりいただきまして、資料目次、「I ウィズコロナ時代の雇用の確保」、こちらが全て安定部の内容となっております。少し量が多いですので、要点を中心にご説明をさせていただきたいと思います。

では、資料4ページをご覧ください。労働市場の現状でございます。先週、ちょうど令和4年1月分の有効求人倍率等の公表をさせていただきました。下にグラフを付けさせていただいております。先程、労働局長からもございましたが、令和4年1月の有効求人倍率は1.31倍となっております。前回の審議会の時から、やや上昇しております、その水準は続いているという状況でございます。全国を上回る水準で、引き続き堅調に推移をしているという状況でございます。

では、右側の産業別の求人数をご覧ください。ご覧いただいている通り、Eの製造業につきましては、非常に水準が堅調に推移をしておりまして、製造業を中心にお人が増えているという状況でございます。一方、Mの飲食・宿泊業など、観光関連などは、新型コロナウイルス感染者が一時期減少した時期には回復をいたしましたが、前々年度に比べますと依然厳しい状況が続いているところでございます。

前回もご説明したのですが、有効求人倍率が堅調に推移をしているもう1つの理由としまして、求職者が増加をしていないということがございます。その要因としまして、次の5ページをご覧ください。新型コロナウイルスの影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主等を対象とした助成金・給付金を支給しております。4本記載させていただいております。それぞれ下と右に申請状況等を記載させていただいておりますが、ご覧のとおり申請数はそこまで減少せず、現在も一定量の申請が引き続き続いているという状況でございます。これらを活用していくことによって、事業主に従業員の雇用を維持していただいているという現状がございまして、依然求職者は増加をしていないという状況もあります。

それでは、次の6ページをご覧ください。先程もご紹介しました助成金のうち、上3本の現在の要件をこちらに記載をさせていただいております。先程、労働局長からもご説明させていただきましたが、雇調金の特例措置と休業支援金を、今年の6月まで延長することにしております。引き続き迅速な支給等に努めていきたいと思っております。

それでは、次の7ページをご覧ください。ハローワークシステム刷新を踏まえた職業紹介の充実・強化についてでございます。前回の審議会でもご説明させていただいたのですが、ハローワークシステムの刷新が今年度ございまして、求職者はオンラインで求人の紹介を受けることであるとか、安定所の紹介を受けずに求人への応募が可能となっております。このような機能を利用するには、求人・求職者双方に求人・求職マイページというものを開設してもらう必要があるため、周知を行い利用の促進を図っているところでございます。下に利用率のグラフも付けさせていただいておりますが、順調に利用率も増加をしている状況でございます。

それでは、次の8ページをご覧ください。業種・地域・職種を超えた再就職等の促進でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により業績が厳しい業種から、このような状況でも中々人材が不足しているという業種もございまして、そちらへの再就職等の促進を図っているところ

でございます。求職者に対しては（1）の通り、安定所に設置しております人材確保コーナーにおける担当者制による支援や面接会を実施しております。また、求人者に対しては（2）の通り、求人開拓と求人記載内容の充実や求人条件緩和等の助言を行っております。それぞれ右側に実績の表も記載させていただいておりますが、特に求人開拓については製造業を中心に増加をしておりまして、求人数・充足数ともに前年度より増加をしている状況でございます。

それでは、次の9ページをご覧ください。在籍出向の関係でございます。先程、掲載させていただいた助成金の4本のうちの1本である産業雇用安定助成金の活用と併せて、積極的な周知を図っているところでございます。下に計画の受理状況を記載しております。これは前回の審議会の時と変わっていないのですが、出向元ベースで見ますと4件、18人分の出向の計画を受理しているところでございます。また右下に、山梨県に他の都道府県から出向して受け入れているものも参考に記載させていただいております。在籍出向については、11月に県と連携いたしまして在籍型出向オンラインセミナーを開催、また先月には関係機関にもご参画をいただきまして、山梨県在籍型出向等支援協議会を開催するなど、利用促進を図っているところでございます。

次の10ページをご覧ください。非正規雇用労働者の再就職支援、新規学卒者等への就職支援でございます。（1）にありますとおり、非正規雇用労働者の早期再就職を支援するため、安定所に設置している「わかもの支援コーナー」を中心に、正社員就職に向けた支援を行っております。右側に実績も記載しておりますが、いずれも前年度より実績が上がっているところでございます。また、（2）の新規大卒者等に対する就職支援の強化でございますが、甲府のJA会館に設置しております甲府新卒応援ハローワークにおいて、継続的な就職支援を実施しております。（2）のところにそれぞれ括弧書きで前年度の実績との比較も書いておりますが、いずれも実績が増えているところでございます。

なお、令和4年3月卒の新規学卒者の最新の内定状況でございますが、次の11ページをご覧ください。こちらも先週公表させていただいたところでございますが、大卒は79.2%と、前年同期比を0.9ポイント上回っております。高卒につきましては94.9%と、前年同期比で1.7ポイント上回っている状況でございます。まだ数字の上では就職内定がでていないという生徒さんもいらっしゃいますので、引き続きお一人でも多く方が就職できるよう支援を続けていくところでございます。

次の12ページをご覧ください。公的職業訓練の関係でございます。訓練修了後の就職に向けた支援は当然のことですが、安定所の相談窓口で就職に結びつくために必要と思われる職業訓練コースを案内するなど、受講勧奨を積極的に行っていられるところでございます。先程申し上げた通り、全体の求職者が増加していないということもあり、受講者数は昨年度よりやや減少しているところでございますが、就職件数は堅調に推移をしているところでございます。

次の13ページをご覧ください。障害者の就労推進でございます。前回の審議会で、残念ながら山梨県は全国的に見ると障害者の就労状況の実績は低調にあるのが現状であるとご説明いたしましたが、その後12月に令和3年の障害者雇用状況集計結果を公表いたしました。右上の表にございますが、対前年度比0.11%の増となっております。これは全国的に見ても3番目の増加幅になっているところでございます。少しずつ成果がでているところかと思います。ただ、全国平均が2.20%という数字になっておりまして、まだ僅かに及んでいない状況でございますので、今後も中小企業を中心に支援を続けていきたいと考えているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、就職氷河期世代活躍支援プランの実施でございます。いわゆる就職氷河期世代の方々への支援として、安定所におけるチーム制による伴走型支援、職場実習・体験に係る受入企業の開拓、新聞・SNS広告による周知・広報の強化、マッチングイベントの実施等に取り組んだところでございます。また、12月に関係機関が参加する協議会である「やまなし就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を開催しているところでございます。KPIが令和2年度から令和4年度までの3年間に、正社員就職件数2,500件以上を目指すということにされております。右上にその進捗状況も記載させていただいておりますが、74%と引き続き堅調に推移しているところでございます。令和4年度は計画の最終年度となっておりますので、引き続き実績が上がるよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。

私の説明は以上になります。

【上野雇用環境・均等室長】

雇用環境・均等室の上野でございます。声がハモるということで、マスクを外させていただきます。日々の皆様のご協力に感謝申し上げます。マスクを外す準備ができていなくて大変緊張しておりますが、マイクのほうも準備不足でお聞き苦しい点がございますことを、改めてお詫び申し上げます。もし、説明の中で声が小さい・お聞き苦しいような点がありましたら、挙手等によりお教えください。

それでは、資料2の「ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備」の1、2について説明させていただきます。資料ページは17をご覧ください。

テレワークは、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の新しい生活様式に対応した働き方であるとともに、働く時間や場所を選択できる、柔軟な働き方としてのニーズの高まりから拡がりを見せているところです。しかし、雇用管理等色々な問題も生じる中で、その定着が課題となっております。当室におきましては、上期に引き続きましてテレワークガイドラインの周知を行っております。各種団体の皆様の会議での説明にもお声がけいただき、周知の機会をいただきましたことに、改めて感謝申し上げます。引き続き、山梨働き方改革推進支援センターにおいても、相談事業を実施しております。

18ページをご覧ください。働き方改革推進支援センターによる支援の実施につきまして説明いたします。委員のみな様からもセンターが知られていないというご指摘をいただいたことから、下期は労働局とセンターがタイアップいたしまして、改正法などの説明会を実施してまいりました。支援実績につきましては表にもございますように、相談件数以外の能動的な項目につきましては、1月末時点で年間の目標を達成したところでございます。相談につきましては、中小・零細企業の皆様の「困った」や様々な疑問に、総合的に、一元的に対応できるように、12月からは改正法の概要や、各種助成金などにつきましても対応しているところでございますので、相談件数も増加しております。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。この委託事業は単年度事業でございますので、来年度の調達につきましても、現在実施しているところでございます。事業計画の策定にあたりましては、目標件数につきましては、今年度も管内の企業数等に基づき、厚生労働本省から目安件数を提示されているところです。この目標に近づくように相談件数等についても様々な工夫をしているところです。

19 ページに移ります。今年度創設されました人材確保等支援助成金（テレワークコース）の活用について、1月までの実績はご覧のとおりです。全国的にでございますが、低調ではございますが、補正予算で要件を緩和しておりますので、更なる活用の促進のための周知を図ってまいります。そのほかご参考に、働き方改革推進支援助成金の実績を示していますが、今年度は利用件数が非常に伸びております。

20 ページに移ります。非正規労働者の雇用管理改善に向けた取組の実施というところでございます。同一労働同一賃金について注目されましたが、パートタイム・有期雇用労働法の履行確保のために、右下の表のとおり報告微収いわゆる企業指導を実施しました。ます。例年ベースの実施件数に戻りつつあります。また、是正率も 100% となっています。左側の相談件数についても、令和 3 年 4 月に改正法が全面的に施行されたことにより、落ち着いた状況でございます。

21 ページをご覧ください。キャリアアップ助成金についての実績であります。昨年度より大幅上昇しております。派遣労働者も含めた非正規雇用労働者の待遇改善のために、更なる周知に努めているところでございます。

最後に 31 ページをご覧ください。最低賃金引き上げに向けた中小企業等の生産性向上のための取組を支援するため、業務改善助成金を支給しています。また、業務改善助成金の拡充を行ったところでございます。支給件数についても、令和 4 年度 22 件ということで、昨年度の 6 件に比べて大幅に上昇しているところです。各種助成金についても基準部等と連携して周知を図っていくとともに、働き方改革推進支援センター等の活用により、更にきめ細やかな相談対応・支援を行っていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上でございます。どうもありがとうございました。

【田村労働基準部長】

労働基準部の田村でございます。再び、よろしくお願ひいたします。

引き続き資料の 22 ページをご覧願います。長時間労働の是正や労働時間の適正な管理に向けて、監督指導により各事業所の実態を確認するとともに、労働基準関係法令等の違反が認められた場合には是正指導を行っております。821 事業所に対して監督指導を実施しましたところ、75.2% に何かしらの労働基準関係法令違反が認められました。中でも、労働時間に係る違反が認められたものが 230 事業所、割増賃金に係る違反が 124 事業所となっております。また、労働時間の適正把握に関する指導を行ったものが 125 事業所となっております。これらのうち、ひと月に 80 時間を超える時間外労働の実施が疑われるなどの、長時間労働の疑いのある事業所に対する法違反の状況をオレンジの表にまとめております。そのほか労働基準監督署の窓口では、時間外・休日労働に関する協定、いわゆる 36 協定の受付時において、その内容を確認する際に、内容に不備が認められた場合には指導を行っているところです。

また、昨年 11 月に実施しました過重労働解消キャンペーンにおきまして、長時間労働が疑われる事業所を重点的に監督指導を行うとともに、労使団体の皆様にしづ寄せ防止を含めた長時間労働の削減等に繋げる要請も行っております。加えて 11 月 25 日には、ペルクラシックで過労死等防止対策推進シンポジウムを開催し、家族から過労死をださないよう呼びかけを行ったところです。

今後の取組といったしましては、労働時間に係る法違反が依然として多く見られることや、自動

車運転者、建設業などに対しましては、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されることとなっておりますので、引き続き、監督指導の実施のほか、周知・啓発を目的とした説明会の実施など、長時間労働の是正及び労働時間の縮減に向けた取組を行ってまいります。

続きまして24ページをご覧ください。死傷災害の減少を目指した対策の推進ということで、労働災害の防止に関する、現在5か年計画である山梨第13次労働災害防止計画、通称13次防を推進しております。これは今年2022年が最終年となります。2017年と比較して死亡災害を15%以上減少させ5人以下とすること、休業4日以上の死傷者数を5%以上減少させて689人以下とすることを、数値目標に取り組んでおります。労働災害発生状況をご覧いただきますと、折れ線グラフの死亡災害は減少傾向にあると見ておりますが、ここ2年は横ばいとなっています。死傷災害につきましては、棒グラフになりますが、令和3年は860件で、過去10年間で最も多い状況となっています。

続きまして25ページをご覧願います。労働災害の減少に向けて行った取組について説明いたします。全業種に関する対策として、まずは新型コロナウイルス感染症につきましては、まだまだ収まっていない状況であり、引き続き各職場における予防対策の継続を求めてまいります。また、死傷災害の中で最も多い転倒災害の減少や、高年齢労働者に転倒災害の多いことから、そこに右側にリーフレットの写しを付けておりますが、「STOP! 転倒災害プロジェクト」あるいはエイジフレンドリーな職場づくりといった職場の設備改善に供していただくような施策の周知を行っております。これらのほか、屋内屋外を問わず発生している熱中症への対策としまして、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、取組の周知等を行いました。更に、12月から1月にかけて年末年始無災害運動を展開するとともに、労働局長による安全パトロールをはじめとして、労働基準監督署においても建設現場へのパトロールを実施しました。以上の各種取組につきましては、災害防止団体や委員の皆様も所属されている労使団体へも周知等のご協力を賜ったところでございます。

続きまして26ページをご覧願います。業種別の取組としまして、建設業につきましては、ひとたび起ると死亡災害に直結するような重篤な災害に繋がることを特に意識し、建設業ゼロ災宣言運動を、建設業労働災害防止協会や山梨県建設業協会等とともに取り組みました。製造業につきましては、各種機械でのさまれ・巻き込まれといった重篤な災害を発生させた事業所に対する個別指導を実施したほか、県内の工業団地に継続してアプローチをさせていただき、時機を逸しないよう、労働災害防止に係る関係資料を送付するなどして、災害防止への意識の高揚を図りました。

27ページをご覧願います。陸上貨物運送業につきましては、荷台への荷積み作業時の転落等の災害が多いことから、その防止対策として陸上貨物運送業向けのパンフレットを作成の上、個別指導や集団指導において周知や啓発を行うほか、交通災害の防止も呼びかけたところでございます。第三次産業につきましては、特に労働災害が増加傾向にある商業や社会福祉施設における多店舗展開をしている企業に対して、全社的な安全衛生活動が図られるように要請し、労働災害防止の取組を図りました。

これら各種災害発生防止の取組につきましては、引き続き災害発生状況を踏まえた取組を推進することとしており、特に令和4年は13次防の最終年となるため、目標達成も含めて、災害の増加している業種に重点を置いた一層の災害防止対策を推進してまいります。

続きまして 28 ページをご覧願います。治療と仕事の両立支援につきましては、労働者が病気治療のために離職されたり、あるいは仕事のために治療を中断するといったことをなくし、両立できるよう支援をしていくため、山梨産業保健総合支援センター等と連携し、その支援方法などを掲載した「事業所における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知を図るとともに、実際に労働者や企業等の相談やアドバイスを行う両立支援コーディネーターの役割の周知、コーディネーター研修の受講勧奨など併せて取り組んだところでございます。

続きまして 30 ページをご覧願います。最低賃金の改正につきまして説明いたします。県内の全ての業種に適応される山梨県最低賃金は 28 円の引き上げとなり、時間額 866 円に改正し、昨年の 10 月 1 日に発効しております。また、特定の業種にのみ適応される最低賃金として、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業及び自動車・同付属品製造業の 2 業種がございますが、電気機械につきましてはプラス 20 円で時間額 934 円、自動車関係につきましてはプラス 19 円で時間額 938 円にそれぞれ改正し、いずれも昨年の 12 月に発効しております。これらの改正した最低賃金額は、リーフレットを用いて労使関係団体の皆様や各種学校、県内各自治体の広報誌、機関誌への掲載依頼などをお願いし、また、鉄道の主要駅や大型商業施設にはポスターの掲示依頼を行うなどの周知を図りました。また、管下の各労働基準監督署において、最低賃金が守られているかの監督指導を実施し、違反が認められた事業所につきましては、確実に是正させているところです。今後も引き続き、最低賃金の周知や監督指導の実施等により、最低賃金制度の適切な運営を図ってまいります。

以上で私たちの説明を終わります。

【今井総務部長】

総務部長今井でございます。

引き続いて、議題の（3）令和 4 年度山梨労働局労働行政運営方針（案）に入ります。

それでは資料 3、令和 4 年度山梨労働局行政運営方針重点施策という資料に沿って、来年度の行政運営方針について説明してまいります。この表紙に書いてございますが、「雇用維持・労働移動等に向けた支援」と「誰もが活躍できる環境整備」を来年度のスローガンと考えております。表紙をめくっていただきますと目次になりますが、重点施策として大きく 3 つに分かれています。合計 11 の施策を記しております。

では資料の 4 ページをご覧ください。雇用の維持・在籍型出向への取組についてです。新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされた労働者の雇用の維持・継続を講じてまいります。4 ページの右下ですが、（1）雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援として、これまで雇用調整助成金の特例措置等による雇用の維持を図ってきたところですが、先程、安定部長から説明もあった通り、この特例措置等を 6 月まで延長することとしております。引き続き、迅速な支給決定等を行っていきます。また、（2）産業雇用安定助成金等による在籍型出向の取組への支援についても、関係機関と連携し、周知等を行うことにより活用促進を図っていきます。

5 ページをご覧ください。円滑な労働移動についてです。左下にグラフを載せておりますが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、休業・離職等を余儀なくされた方がいる業種がある一方、依然、人手不足が続いている業種もあります。このような業種に対して 5 ページの右側に

書いております、（1）人材確保対策コーナーでの支援として、ハローワークに設置している人材確保対策コーナーを中心に、求職者・求人者双方へのマッチング支援を強化してまいります。また、

（2）地域のニーズを踏まえた職業訓練コースの設定であり、また、（3）離職者に対する介護・障害福祉分野への就職支援も行ってまいります。

資料の6ページに入ります。（4）良質な雇用の実現を図る地方の取組等への支援ですが、県内各自治体と連携し就職支援を行う一体的実施施設の運営、また、雇用対策協定を結んでいる自治体と共同して雇用対策に取り組むことによって、地域の実情に応じた雇用対策を実施してまいります。更に、（5）職業能力・職場情報・職業情報等の見える化の推進として、職場情報総合サイト「しょくばらぼ」や、職業情報提供サイト「日本版O-NET」の活用促進を図ってまいります。

資料の7ページをご覧ください。デジタル化の推進についてです。新型コロナ感染症の影響もあり、社会の様々なところでデジタル化が加速されており、時代のニーズに応じた能力開発、再就職支援を行う必要があります。（1）デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援として、デジタル分野に係る公的職業訓練コースの拡充等により、デジタル分野における再就職の実現を図ってまいります。また、行政側のデジタル化対応も必要です。（2）ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進として、求人・求職者マイページの開設の促進や、オンライン職業相談や、ハローワーク甲府マザーズコーナーのSNSを活用した情報発信などを行ってまいります。更に、（3）雇用保険電子申請の推進です。山梨県内では雇用保険の主要届出の電子申請率が50%になっております。事業主の負担軽減にも繋がる取組ですので、一層推進してまいります。

続きまして、大きなテーマの2つ目、多様な人材の活躍促進に入ります。

資料の9ページをご覧ください。女性の活躍、また男性の育児休業取得等についてです。この9ページでは、大きな（1）として男性の育児休業について書いておりますが、左側に書いておりますが、男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするために、この4月から段階的に施行される改正「育児・介護休業法」の改正内容について、企業に周知徹底を図り、希望する全ての労働者が仕事と家庭を両立しながらキャリア形成を進められるよう、両立支援の取組を促進する必要があります。また、女性活躍を促進することで、誰もが働きやすく働きがいのある就業環境を整備するため、「改正女性活躍推進法」について、企業に対する周知と履行確保を図る必要があります。このため令和4年度には、右側に書いておりますが、（1）育児・介護休業法の改正内容を周知し、改正法の履行確保を図るために、両立支援等助成金の活用を推進し、職場環境の整備を促すこととしております。そして、（2）女性の活躍についても、改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定等の履行を求めるとともに、情報公表サイトである「女性の活躍推進企業データベース」への登録促進を促してまいります。また更なる取組を推進するため、企業の認定制度である、えるぼし・プラチナえるぼしの取得を促すこととしております。（3）不妊治療と仕事の両立についても、4月から不妊治療が一部保険適用となることを受け、不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施を働きかけるとともに、企業の認定制度であるくるみん認定についても新たな制度を追加いたします。このほか、不妊治療のための特別休暇制度の導入や職場環境の整備に取り組み、利用された中小企業事業主に対し、各種助成金を支給することとしております。

資料の10ページに移ります。大きな（2）マザーズハローワーク等による子育て中の女性等へ

の就職支援です。これまでハローワーク甲府マザーズコーナーを中心に、子育て中の女性の就職を支援してきたところですが、引き続き、右側の（1）子育て中の女性等に対する担当者制による就職支援、（2）子育て中の女性等の就職可能性を高めるための就職支援を行っていきます。特にZoomアプリを活用したオンライン職業相談や、先程もご説明いたしましたSNSによる情報発信といった、デジタル化に対応した支援も行ってまいります。

続いて資料の11ページをご覧ください。新規学卒者等への就職支援です。現状については、新型コロナ感染症により、就職活動の進め方には影響を受けつつも、内定状況は比較的堅調に推移しております。11ページの右側に移りまして、今後も、（1）新卒応援ハローワーク等に配置をされた就職支援ナビゲーターによる就職支援、また、地元の経済団体等との連携によって、一人でも多くの就職希望者が就職できるよう支援してまいります。また、（2）ユースエール認定取得の促進でございます。今年度、県内で2社を認定しております。早期の離職やミスマッチを防ぐ観点からも有効であり、今後も認定取得を推進してまいります。（3）職場情報総合サイト「しょくばらぼ」への掲載促進等企業情報の発信については先程も触れましたが、新規学卒者等についても活用を促進してまいります。

資料の12ページをご覧ください。非正規雇用労働者等についてでございます。新型コロナ感染症の影響により、非正規労働者等の雇用に長期にわたる影響が生じており、早期の再就職支援を強化する必要があります。（1）ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援を行っていきます。そして、（2）同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向け、パートタイム・有期雇用労働法の履行確保を図るとともに、山梨働き方改革推進支援センターの活用、また、キャリアアップ助成金の利用促進により支援を行ってまいります。

13ページに移ります。（3）公的職業訓練、ハロートレーニングによる再就職支援ですが、新型コロナ感染症の影響等による雇用情勢に応じた業種転換のためにも有効なものであって、厚生労働省本省としても重点を置いております。引き続き、積極的な周知・誘導を展開していきます。そして、（4）地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就職支援については、この資料13ページの一番右のグラフにお示しをしているとおり、山梨局は自治体との緊密な連携によって、全国の中でもトップクラスの就職率となっております。引き続き、自治体と連携を図りながら取り組んでまいります。

資料の14ページをご覧ください。就職氷河期世代への支援です。先程、安定部長からも説明をいたしましたが、就職氷河期世代に対する集中的な取組期間は令和4年度が最終年度となっております。このページの右側ですが、（1）不安定な就労状態にある方への支援についての、KPIである正社員就職件数は堅調に推移をしております。このほか、（2）長期にわたり無業の状態にある方への支援、（3）社会参加に向けた支援を必要とする方への支援における、各KPIについても順調に推移していく、引き続き、やまなし就職氷河期世代活躍支援プラットフォームによる連携を通じて取り組んでいくところでございます。

では資料の15ページをご覧ください。障害者の就労支援についてでございます。先程、安定部長からも説明があったとおり、令和3年度において実雇用率が向上したところではございますが、それでも全国の数字である2.20を下回っております。山梨県は中小企業が多く、障害者雇用についてのノウハウが不足している企業が多いため、（1）中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支

援として、関係機関と連携をした企業向けチーム支援等の強化を図ってまいります。また、(2)精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援、また、(3)障害者の雇用を促進するためのテレワークの支援、(4)公務部門における障害者の雇用促進・定着支援についても行ってまいります。

続きまして、大きなテーマの3つ目、誰もが働きやすい職場づくりに移ります。

資料の17ページをご覧ください。テレワークについてです。テレワークはウィズコロナ・ポストコロナの新しい働き方として拡がりを見せる中、使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークの導入・実施を進めることができます。ですので、右側に書いておりますが、具体的にはテレワークの適切な導入及び実施の推進のためのテレワークガイドラインを周知してまいります。更に、来年度から厚生労働省と総務省が連携して「テレワーク・ワンストップ・サポート事業」を実施する予定になっていて、この事業により設置をされる「テレワーク相談センター」の利用の働きかけを行ってまいります。また、人材確保等支援助成金テレワークコースというものもございますので、これの利用を促してまいります。

資料の18ページをご覧ください。安全で健康に働く事ができる環境づくりについてですが、まずは、大きな(1)長時間労働の是正に向けた監督指導等の実施についてです。現状と課題について左側に書いております、県内の労働基準監督署が実施した監督指導結果について、令和3年の速報値を記載しております。上の段水色が、法定労働条件の履行確保を目的とした監督指導の状況、下の段オレンジ色が、そのうち長時間労働の疑いのある事業場に対する監督指導状況となっております。長時間労働の疑いのある事業場に関しては、およそ75%の事業場において何らかの労働基準関係法令違反が認められ、そのうちの半数ほどの事業場において、36協定が届けられていない、36協定を超える時間外労働が行われているといった、違法な時間外労働が行われているという結果になっております。このため、令和4年度においても、18ページ右側の(1)ですが、月80時間を超える時間外労働等が行われている、そういった疑いのある事業場に対する監督指導、労働基準監督署窓口における36協定届の内容確認・指導等を実施してまいります。また、18ページ左下に書いておりますが、自動車運転者、建設業、医師については、時間外労働の上限規制の適用が今猶予をされておりますが、令和6年の4月より適用開始となります。このため、監督署の相談・支援班による相談・支援であるとか、法令などの説明会の実施などによって、引き続き、これらの業種等が円滑に移行ができるような取組を行ってまいります。

続いて19ページをご覧ください。安全衛生業務について、大きな(2)死傷災害の減少を目指した対策についてです。労働災害発生件数の推移は左側中ほどのグラフのとおりです。また、令和3年の業種別の労働災害発生割合を、左側下のグラフでお示しをしておりますが、建設業、製造業、道路貨物運送業、また、第三次産業でいうところの商業及び保健衛生業で、全体の約75%を占めています。このため、令和4年度はこれらの業種に重点を置きつつ、資料のページの右側に書いておりますが、建設業においては、墜落・転落災害防止のための墜落制止用器具使用の徹底を図る、また、製造業においては、はさまれ・巻き込まれ災害防止のため、機械の本質安全化を指導するといった、それぞれの特性に応じた取組を推進してまいります。また、事故の型では、災害全体の中で最も多い転倒災害や、腰痛などの「動作の反動等」の防止や、年代別においては約3割を占める高年齢労働者の安全と健康確保対策について、それぞれ業種横断的に取り組んでいくこととしております。

続いて 20 ページをご覧ください。大きな（3）ハラスメント対策でございます。現状として、労働局、監督署に設置をされている総合労働相談コーナーに寄せられた、民事上の個別紛争相談の中で、いじめ・嫌がらせの相談が最も多く、全体の 1/4 を占めております。こういった中、令和 4 年度においては改正労働施策総合推進法の施行により、この 4 月から中小企業においてもパワーハラスメント防止対策が義務化をされることから、この履行確保を図ることとしております。また、就職活動中の学生などに対するハラスメント、また、カスタマーハラスメントなど、様々なハラスメントについても対策を進めてまいります。

資料の 21 ページをご覧ください。治療と仕事の両立支援についてでございます。治療と仕事の両立支援として、治療を行なながら仕事を続けられるよう、企業自体の意識改革に取り組んで、企業側への意識改革に取り組んでまいります。また、その当該労働者、医療機関、企業の支援や連携などのサポートに関わる、両立支援コーディネーターの周知や役割などについて理解を普及するため、山梨産業保健総合支援センターと連携をして進めていくこととしております。

以上、議題（3）についての、令和 4 年度山梨労働局労働行政運営方針（案）について重点施策の資料で説明をいたしました。ありがとうございました。

【小澤会長】

只今、議題の 2 と 3 について説明がありました。事務局のほうから、事前に質問がある方はお寄せくださいということで連絡があったかと思いますが、それについては現在、今までなかつたと聞いておりますので、今の説明を受けて、参加されている委員の方で、質問、意見等がある場合にはお願ひします。なお、先程も申し上げましたが、議事録をつくる関係がありますので、ご意見等がある場合には挙手をした上で、お名前を述べて発言をお願いします。

では、最初の議題 2 の令和 3 年度重点施策の推進状況の報告について、質問あるいは意見のある方はございますでしょうか。特にないようですので、では、議題 2 の質問等についてはこれで終わりにします。

議題 3 につきましては、令和 4 年度山梨労働局労働行政運営方針（案）についてでございます。これについても、議決するような内容ではありませんので、このようなこの方針案についての質問あるいはご意見がありましたら、お願い申し上げます。特にどなたからも挙手がありませんので、それでは、これで審議についても終わりにしたいと思います。なお、個別に疑問がある方につきましては、事務局のほうに直接お聞きすることも可能だと思いますので、よろしくお願ひします。

では、審議を終了します。本審議会は運営規定に基づき、議事録を作成することになっております。議事録の内容確認を、公益委員が私、そして労働者代表としては窪田委員、お願いいたします。それから使用者代表は保坂委員、よろしくお願ひいたします。後日、これについては事務局から連絡があるので、議事録の確認をお願いいたします。

以上をもちまして、令和 3 年度第 2 回山梨地方労働審議会を終了します。円滑な審議にご協力いただきありがとうございました。

【司会】

事務局から事務連絡をさせていただきます。長時間にわたってご審議いただき、誠にありがとうございました。また、WEBについての不手際がありましたことお詫び申し上げます。次年度、第1回の審議会につきましては、11月を予定しております。また日程調整の際には、御協力をよろしくお願ひいたします。本日は、誠にありがとうございました。

